

令和7年6月高浜市議会定例会会議録（第1号）

令和7年6月高浜市議会定例会は、令和7年6月5日
午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
(諸報告)
- 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第4 議案第44号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第2回）
- 日程第5 議案第38号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第39号 高浜市税条例の一部改正について
- 議案第40号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
- 議案第41号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第42号 高浜市職員の育児休業等に関する条例及び高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第43号 事業契約の変更について
- 日程第6 議案第45号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第3回）
- 議案第46号 令和7年度高浜市下水道事業会計補正予算（第1回）
- 日程第7 報告第3号 権利放棄の報告について
- 報告第4号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）
- 報告第5号 令和6年度高浜市水道事業会計予算の繰越しについて
- 報告第6号 令和6年度高浜市下水道事業会計予算の繰越しについて
- 報告第7号 令和6年度高浜市土地開発公社の経営状況について
- 報告第8号 令和6年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について
- 報告第9号 専決処分の報告について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番 橋本友樹

2番 荒川義孝

3番 神谷直子
5番 野々山 啓
7番 福岡里香
9番 長谷川 広昌
11番 鈴木勝彦
13番 倉田利奈

4番 杉浦康憲
6番 今原 ゆかり
8番 岡田公作
10番 北川 広人
12番 柴口 征寛
14番 黒川 美克

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	吉岡初浩
副 市 長	深谷直弘
教 育 長	岡本竜生
企 画 部 長	野口恒夫
秘書人事グループリーダー	京極昌彦
総 務 部 長	杉浦崇臣
行政グループリーダー	久世直子
財務グループリーダー	平川亮二
市 民 部 長	岡島正明
市民窓口グループリーダー	神谷直子
経済環境グループリーダー	都築真哉
福 祉 部 長	竹内正夫
こども未来部長	磯村順司
都 市 政 策 部 長	杉浦睦彦
土木グループリーダー	島口 靖
都市計画グループリーダー	村松靖宣
上下水道グループリーダー	大村智康

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	内藤克己
主 査	森本将史
主 事	大岡靖治

議事の経過

○議長（神谷直子） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私とも御多用のところ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

6月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会には、条例の一部改正や令和7年度補正予算などの諸案件が提出されております。本定例会に提案されました諸案件につきまして、厳正かつ公平なる御審議を賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。

午前10時00分開会

○議長（神谷直子） ただいまの出席議員は全員です。よって、令和7年6月高浜市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和7年6月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきまして、誠にありがとうございました。

日頃より、市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。

近年、社会の変化と生活の多様化に伴い、自宅や学校、職場以外の居場所がなく、孤立した人や既存の制度では対応が難しい複雑化・複合化した問題を抱えた人への支援の在り方が課題となっています。このような中、市においては、子供からシニアまで世代や属性を問わず、誰もが気軽に交流できる場所や活動として、まぜこぜの居場所の創出を進めています。

認定制度におけるまぜこぜの居場所は現時点で5か所ですが、市内には様々な人々の居場所となっているもの、居場所となり得るものが多々あると考えています。今後も、各小学校区に1か所以上整備することを目標に、さらにまぜこぜの居場所の創出と認定を進めていく所存です。

今回の定例会におきましても、人々の居場所に関する実態調査やまぜこぜの居場所づくりのコーディネートのための補正予算を提案させていただきますので、よろしく願いをいたします。

さて、本日提案をさせていただきます案件でございますが、諮問1件、議案9件、報告7件の計17件を御審議いただくものでございます。詳細につきましては、副市長、教育長及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重な御審議の上、御意見、御可決、あるいはお聞き取りを賜りますようお願いを申し上げます。

また、後日、港小学校長寿命化改良工事に係る議案を追加提案させていただく予定がございますので、これにつきましても御配慮を賜りますようお願い申し上げます。招集挨拶とさせていただきます。

たきます。よろしくお願いを申し上げます。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時4分開議

○議長（神谷直子） これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

○議長（神谷直子） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、14番、黒川美克議員、1番、橋本友樹議員を指名いたします。

○議長（神谷直子） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

本日、招集されました令和7年6月高浜市議会定例会の運営につきましては、去る3月18日及び5月29日に議会運営委員会を委員全員出席の下、開催をいたしました。

当局より提示されました案件について検討いたしました結果、会期は本日より6月25日までの21日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取扱いにつきましては、本日は、諮問第1号及び議案第44号の議案の上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決をお願いし、続いて、議案第38号から議案第43号並びに議案第45号及び議案第46号の議案の上程、説明を受け、報告第3号から報告第9号の報告を受けます。

6月10日及び11日の2日間は一般質問を行い、一般質問終了後、関連質問を行います。

6月13日に議案第38号から議案第43号の一般議案及び議案第45号、議案第46号の補正予算議案について総括質疑を行い、議案の委員会付託を行います。総務建設委員会については、議案第38号から議案第41号並びに議案第45号及び議案第46号の6議案を付託、福祉文教委員会については、議案第42号、議案第43号及び議案第45号の3議案を付託し、審査を願うことに決定しました。

なお、各常任委員会の日程につきましては、既に配付してあります日程表のとおりですので、

御承知おきをいただきますようお願いを申し上げます。

この6月定例会が円滑に進行できますよう格段の御協力を申し上げ、御報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（神谷直子） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月25日までの21日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月25日までの21日間と決定いたしました。

ここで、諸般の事項について御報告いたします。

5月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員より提出され、議会図書室にて保管しておりますので、随時御覧をお願いいたします。

報告事項は以上であります。

○議長（神谷直子） 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（深谷直弘） それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、現委員の間瀬英子氏が本年9月30日で任期満了となりますので、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により諮問をさせていただくものでございます。

同氏は長年、本市の小中学校で教職にあられました。御退職後は愛知県青少年赤十字賛助奉仕団員、高浜市健康づくり推進委員、高取児童クラブ学習指導員などを歴任され、幅広い知識と豊かな経験を有しておられます。また、誠実温厚なお人柄で人権相談や啓発などに当たりまして、公平かつ厳正に行っていただけのもとの確信をいたしております。同氏を推薦することに御同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（神谷直子） これより質疑に入ります。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 一点、確認したいと思います。間瀬氏が令和6年の4月から高浜市立の小学校勤務ということで、いわゆる地方公務員の職にあられるのかなと思うんですけど、その場合、

今回の人権擁護委員になられるということにつきましては、確認なんですけど、法令上、倫理上、問題ないということによろしかったでしょうか。

○議長（神谷直子） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（神谷直子） 特に問題ないと伺っております。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 今問題ないってことなんですけど、弁護士とかにも御相談されたということによろしかったでしょうか。今、伺っていますってことでしたので、誰の判断なのか教えていただけたらと思います。

○議長（神谷直子） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（神谷直子） 法務局のほうに確認はしております。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦について、原案に異議のない旨、答申することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案に異議のない旨、答申することに決定いたしました。

○議長（神谷直子） 日程第4 議案第44号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第2回）を

議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第44号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第2回）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

第2回補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ156万1,000円を追加し、補正後の予算総額を194億4,815万6,000円といたすものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

15款3項1目総務費委託金の参議院議員通常選挙執行委託金は、参議院議員通常選挙執行経費の増額に伴い、増額いたすものでございます。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として増額いたすものでございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2款4項2目選挙費の3高浜市長選挙のうち、消耗品費、印刷製本費及び選挙公報配布手数料は、資材等の値上がりなどに伴い増額するもので、チョイソコたかはま運行事業費負担金は、投票所までの新たな交通手段として、乗り合い送迎バス「チョイソコたかはま」を投票日前日と当日の土日について臨時に運行することに伴い、新たに計上するものでございます。

12参議院議員通常選挙のうち啓発チラシ配布手数料は、ポスティング件数の増加に伴い増額するもので、通信運搬費、投票所誘導業務委託料及び投票所使用料は、参議院選挙に限り、吉浜保育園に代わり吉浜ふれあいプラザを投票所とすることに伴い新たに計上するもので、消耗品費、印刷製本費、選挙公報配布手数料及びチョイソコたかはま運行事業費負担金は、先ほど御説明いたしました高浜市長選挙と同じ理由により、増額または新たに計上いたすものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（神谷直子） これより質疑に入ります。

1番、橋本議員。

○1番（橋本友樹） それではちょっとお聞きいたします。

まず、チョイソコの運行、土日に行われるということで2日間、平日しか走っていないのを期日前投票である土曜日と普通の投票日である日曜日に行う、チョイソコを動かす、使ってもらおうということだと思います。

土曜日の期日前投票っていうのはやはり投票所がここ市庁舎になると思いますので、遠くから

来られる方の足を確保するという意味では理解ができるんですけども、当日、投票日、日曜日ってというのは、最寄りの投票所までということになると思うんです。それに対してもチョイソコをわざわざ走らせる必要があるのかどうかということと、これ運行費用が2日間で15万2,000円ですか。1日当たり7万6,000円ですよ。これの内訳というか根拠、全部運行費用なのかどうかということをもまずお聞かせください。

○議長（神谷直子） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 2点の御質問をいただいていたかと思えます。

まず1点目、チョイソコの臨時運行につきまして、土曜日、期日前投票のときは市役所だけだから動かすのもやむを得ないけれども、当日は近くに投票所があるので動かす必要があるのかという点について御説明いたします。

当日の投票所は、橋本議員おっしゃるように市内に11か所設置しており、比較的投票しやすい環境となっているかと思っております。ここでさらにチョイソコたかはまにつきまして当日の運行を行い、移動支援を行うことで移動困難な御高齢の方などにも一層投票のしやすい環境となるようにと考えております。

2点目、費用の内訳、根拠について申し上げます。

こちら15万2,000円、これは選挙当日の日曜日と選挙前日の土曜日の2日間、臨時運行することにより、より一層投票のしやすい環境にするため移動支援を行うためのものでございます。

予算の内訳といたしましては、臨時運行に必要なシステムの設定費用、こちらが3万円。コールセンターの開設費用を1時間当たり1,800円といたしまして、2日間16時間で2万8,800円。これに業務管理費、これが15%つきまして8,820円でございます。さらに、バスの運行費を1日当たり3万364円といたしまして、2日間で合計6万728円。ガソリン代を1日4,500円といたしまして、2日間で9,000円。合計13万7,348円に消費税を加えました合計15万1,082円となります。こちらを予算計上しておる額になります。以上です。

○議長（神谷直子） 1番、橋本議員。

○1番（橋本友樹） ありがとうございます。

日曜日も運行してもらえば、それだけ投票につながり、投票率も上がる可能性というのはあるかなと思いますので理解はできます。

それで今回土曜日、日曜日を動かすということは、普段走っていないチョイソコが走るということになると思います。市民の皆さんに、やっぱり平日しか走っていないというイメージで持っておられると思いますので、その土曜日、日曜日に走るよってというようなことをどのようにして知らしめていくのか、どうやってPRしていくのかということと、あと今回この期日前投票、当日の投票所までの足としてのチョイソコを活用するわけですけども、投票、選挙に限らず、今後このような形でいろんな形でチョイソコっていうのを利用していきべきであるのかなというふう

考えますが、そのあたり今後の利用方法も含めてどのように考えているのかお聞かせください。

○議長（神谷直子） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 普段、平日しか走っていないチョイソコ、こちらを土日臨時運行するということのPRについて御質問がございました。

こちらチョイソコの会員様向けに6月下旬に発行予定のチョイソコ通信に掲載いたしてPRをいたそうと考えております。さらに、選挙の入場券と選挙の啓発チラシのほか、市のホームページやLINEなどでもお知らせすることを考えております。以上です。

○議長（神谷直子） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） チョイソコの今後の活用ということでございますが、チョイソコは運行当初から他分野との連携ということで市民の利便性だとかを高めていこうという、そもそもの位置づけがございまして、今回もどちらかというと試行的にやってみようという、その中の結果を見ながら今後につなげていきたいということで、市の行事等々で必要であれば土日についても今回と同様に活用してまいりたいというふうに考えております。

○議長（神谷直子） ほかに。

12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 今のチョイソコたかはまについてですが、選挙に合わせて土日にも臨時運行することなんですけど、これは目的地は投票所だけになるのか。通常ですと買い物とかでショッピングセンターとか選ぶんですけど、これは投票だけ、投票所だけに限るのか。

それと併せて運行時間帯についてなんですけど、通常の平日運行と同様に午前7時半から午後4時半までとなるのか。その2点お願いします。

○議長（神谷直子） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 選挙のために利用されるということであれば、目的地は投票所になるのかと思われま。

2点目、運行時間についてのお問合せでございましたけれども、こちらは午前の7時半から12時までと、あとは昼休みを挟みまして午後の1時から午後の4時半までということで運行を考えております。なお、コールセンターの利用時間といたしましては、午前の8時から午後の4時までを予定いたしております。以上です。

○議長（神谷直子） 経済環境グループ。

○経済環境G（都築真哉） 今回の臨時運行の目的地でございますけれども、今行政グループ、選挙としては投票所をというふうな考えと答弁をしておりますけれども、運行する経済環境グループとしましては、当日動いておりますので、選挙の投票所以外の場所でも利用していただくことは可能というふうに考えております。

○議長（神谷直子） いいですか、ほかに質疑ありますか。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） では、今ちょっとチョイソコの話が出てるので先にチョイソコからお聞きしたいと思います。今回臨時で運行するに当たりまして、多分これ手続等が必要になるかなと思うんですけど、そのあたりの手続や申請等の状況についてお聞かせいただきたいのと、あと、やはりなかなか予約が、特に病院、帰り何時になるか分からないので終わってから電話してもなかなか予約が取れないってことがすごく市民のほうから来てるんですけど、結局この2日間も2台で運行されるということなのかということと、選挙なのでちょっと一回乗ってみようかという方もみえるかなと思うんですけど、そういう場合でも2台で充足しているのか、どのような見解なのかというところをお聞かせいただきたいと思います。

それから、今回、吉浜保育園が投票所として使用できないってことなんですけど、吉浜保育園、今民間園になっておりますので、利用できない理由。それから、吉浜ふれあいプラザですかね、代わりに利用するということになっておりますが、吉浜ふれあいプラザ非常に駐車場狭いですし、一方通行で分かりにくい。そして交通、何て言うんですかね、道も狭いので非常に市民としてはちょっと使いづらいところがあるんですけど、そこに大勢の方が来るということに対しての市としての見解をお聞かせいただきたいと思います。

それから、今回選挙の掲示板とか入場券の印刷等々、資材等の値上がりという御説明がありました。それから、これについては事前に分かってたのではないかと思いますので、なぜここで補正予算で上がってきたのか、その経緯、理由についても詳しくお聞かせいただきたいのと、あと特にこれポスティング件数、選挙公報のポスティング件数とか、それから啓発チラシの配布、これらについてはやはり件数はもう事前に大体分かってたと思いますので、なぜこのように補正予算で計上されることになったのか理由、経緯について詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○議長（神谷直子） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それではチョイソコ運行の手続についてお答えいたしますが、まずこの臨時運行便を走らせるためには、運行事業者であるカネ久タクシー、で運営事業者であるアイシンとの合意を経て、高浜市地域公共交通会議で了承をいただいて、本予算御議決後に中部運輸局へ届け出ることによって臨時運行ができるという手続になりまして、中部運輸局へ届け出る書類等々についてはもう事前に協議が終わっておりましてスムーズに進むかなというふうに考えております。

台数につきましては2台で運行しまして、先ほど――すいません、1台で運行させていただきます。台数は1台でございます。

予約につきましては、限られた中で走るというのが地域公共交通の大前提でございますので、早めの予約等々いただきながら計画的に御利用いただけるという中で実施していただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（神谷直子） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 吉浜保育園が使えない理由、当日使えない理由ということについて御回答申し上げます。7月の20日を現在日程といたしまして想定しておるところでございますけれども、その日は吉浜保育園のお泊り会というイベントがおありになるそうございまして、それでその日は使えないということございまして。

また、そちら駐車場が狭いということですか、吉浜、一通が多いということございましてけれども、そちらは交通誘導員を置くことで対応していきたいと考えております。

掲示板ですとかそういったこの資材の高騰についての補正ということございましてけれども、これは資材の値上がりというのはやっぱりちょっとどんどん値上がっておりますので、やはり契約をする段階での金額ということになりますので、契約する時期に近い現在補正を行うという形になりました。

また、ポスティング件数の増につきましても、そうですね、ポスティングというのは、新聞折り込みをしない場合、新聞を取られていない家庭について行うものでございまして、新聞の契約件数がちょっと下がっているということでポスティング件数が増となったものでございます。

また、啓発チラシにつきましては、こちら通常選挙の日程がなかなか公式に発表されないものですから、市の広報の作成期限にちょっと間に合わなかったという事情がございまして。そのために啓発チラシによって対応することとなりましたため、補正予算が必要となったものでございます。以上でございます。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 吉浜ふれあいプラザの駐車場が狭いことへの対応についてはちょっと御答弁がなかったのかなと思うんですけど、今の御答弁だと誘導員を置くってことだけの対応なんでしょうか。そこをまず確認したいのと、あと先ほど、私もてっきり、いつも2台走っていてプラス刈谷総合病院への直行便が1台ということで2台プラス1台ということなので2台は走ると思い込んでいたらちょっと1台ということでびっくりしたんですけど、逆にこれ1台で私は何か逆に大丈夫かなと思っています。なぜかという、やはり高齢者の方から土日も運行してほしいという声をすごいいただいてるんですね。土日も運行して、やっぱり買い物に行きたいときもあるから運行してほしいという声が届いてございまして、今回選挙のためってことなんですけど、選挙以外でも利用していいよってことであれば、やはり使う人も出てくるんじゃないかなと思うんですね。そうなった場合に、やはり予約がなかなか取れないっていうことは非常に市民にとってあまりにも、一部の人は取れるけど一部の人は取れないということにもなりかねませんので、そのあたりちょっと心配しておりますのでそのあたりの見解もお聞かせいただきたいのと、あと先ほどのポスティングの件なんですけど、新聞の折り込みが減ったということなんですけど、この辺につきましても事前にある程度それは分かるはずなので、何かそれがなぜ補正予算で出て

くるか分かりませんし、あと特にこの掲示板がすごい金額が上がってるんですよ。当初が124万9,000円だったのが補正後でプラスアルファで270万円、約倍近く上がってるんですけど、このあたりについてもあまりにもちょっと乖離が大きいかなと思うので、事前にこれ、あれですかね、今までのそのままの数字を載せてこられたのか、どういう形でこの当初予算載せられたのかがよく分からないのでその説明も併せてお願いしたいと思います。

○議長（神谷直子） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 吉浜ふれあいプラザの駐車場がちょっと狭いんじゃないかという件につきましては、近隣で駐車場お持ちの方に確保を、当日使わせてくださいということでお願いをいたしまして確保をいたしております。

また、新聞の折り込み件数が減ったことなどにつきましてですけれども、当初予算をつける際につきましては、当初予算は去年の夏7月にこのお見積もりをいただいて作成いたしております。ほぼ1年たちましてからちょっと減ってしまっているよというところで改めて補正が必要となったものでございます。以上でございます。

○議長（神谷直子） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） あとポスター掲示場のことも金額がすごく高くなっているというようなお話がありました。これは先ほども申し上げたように資材等の高騰のほか、多分5月ぐらいだったですかね、県選管のほうから当初21区画予定していたのを27区画、1枚につき27区画に変更してほしいというようなそういった通知が来ました。その関係での値上がりですので、よろしく願いいたします。

○議長（神谷直子） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 先ほど土日の運行を願っている市民が多いという話をいただきまして、地域公共交通のそもそものところをちょっと少し申し上げますと、タクシーと電車とこの市が運行するチョイソコといきいき号でございますが、これをバランスよく配置することが重要でございまして、何でもかんでも市民の利便性が高まればいいという話じゃなくて、タクシーの利用がそれによってどれだけ減るのかとかそういうバランスの中で今平日を走らせているということでございます。今回はあくまでも試行という位置づけで我々もどうなるかは全く今現在は予想がつかない状況でございますので、とりあえず小さく始めて、そこから運行した後に次の改善に向けて、例えば参議院選挙でこうだったら市の市長選挙ではこうだというふうに少し変更が起り得る可能性もあると思いますので、それは柔軟に運行しながら考えていくということでございます。

いずれにいたしましても、限られた資源、運転手等々も限られていますので、限られた中で運行しておりますし、その中で最適な利便性を高めていきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） そうですね…

〔「3回目…」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 3回目…

○13番（倉田利奈） 3回目じゃないです。

○議長（神谷直子） 3回目ですよ。

○13番（倉田利奈） 3回目です。よろしいですか。はい。これ例えばですね…

〔発言する者あり〕

○議長（神谷直子） ごめんなさい。2回までということになっておりますので、3回目だちよっと質疑のほうが。

○13番（倉田利奈） 失礼しました。

○議長（神谷直子） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第44号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第2回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷直子） 日程第5 議案第38号から議案第43号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第38号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

議案書のほか、議案参考資料の5ページを御覧いただきますようお願いいたします。

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の費用弁償額について、国会議員の選挙における執行経費基準額が引き上げられることに準じて、市で定める選挙長等の報酬額を引き上げる改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、別表で定める選挙長の報酬額を1万2,000円から1万2,200円に、投票所の投票管理者の報酬額を1万2,800円から1万4,500円に、期日前投票所の投票管理者の報酬額を1万1,300円から1万2,800円に、開票管理者の報酬額を1万2,000円から1万2,200円に、選挙立会人の報酬額を9,800円から1万100円に、投票所の投票立会人の報酬額を1万900円から1万2,400円に、期日前投票所の投票立会人の報酬額を9,600円から1万900円に、開票立会人の報酬額を9,800円から1万100円に改定するものでございます。

施行日は公布の日とし、次の参議院議員通常選挙の報酬額から改定後の額となる予定でございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしく御願い申し上げます。

○議長（神谷直子） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第39号から議案第41号までの3議案について御説明させていただきます。

初めに、議案第39号 高浜市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

別添の参考資料6ページから16ページの新旧対照表及び17ページ、18ページの概要資料も併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

主な改正内容を申し上げます。

第20条は、公示送達の方法について、利便性の向上を図るためインターネットを利用し、公示事項を不特定多数の者が閲覧できるようにするものでございます。

施行日は、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日としております。

第33条の2から第39条までは、特定親族特別控除制度の創設に伴う改正でございます。

第33条の2は、現行制度におきましては、19歳以上23歳未満のいわゆる大学生年代の子の給与収入が103万円を超えると、親は一切の扶養控除を受けられなくなりました。改正後は、この給与収入が160万円までは親の所得控除を45万円受けられるようになり、160万円を超え188万円ま

でにつきましても段階的に所得控除を受けられるようにするものでございます。

第35条の2は、公的年金等以外の所得がなく申告義務を免除されている公的年金等受給者が申告を必要とする所得控除の中に特定親族特別控除を追加するものでございます。

第35条の3の2は給与所得者の扶養親族等申告書に、第35条の3の3は公的年金等受給者の扶養親族等申告書にそれぞれ特定親族を追加するものでございます。

第33条の2、第35条の2、第35条の3の2及び第35条の3の3の施行日は、令和8年1月1日としております。

第39条個人市民税の納期、第61条固定資産税の納期及び第76条軽自動車税種別割の納期につきまして、天災や賦課漏れ等の特別の事情がある場合に、条例に規定する納期にかかわらず、別に納期を定めることができるようにするものでございます。

第81条は、軽自動車税種別割の減免申請における運転免許証の提示についてマイナ免許証の運用が始まりましたので、マイナ免許証に対応した減免規定の整備を行うものでございます。

附則第10条の3は、マンション管理の適正化を推進するため、マンション管理組合の管理者等から必要書類等の提出があり当該減額措置の要件に該当する場合は、区分所有者からの申告書提出がなくても固定資産税の減額措置を受けることができるようにするものでございます。

第39条、第61条、第76条、第81条及び附則第10条の3につきまして、施行日は公布の日としております。

附則第16条の2の2は、加熱式たばこの課税標準について、加熱式たばこの紙巻たばこへの本数の換算方法を改めるもので、これまでの重量及び小売の定価を基にした紙巻たばこへの本数換算を重量のみで換算する方法に変更するものでございます。附則第16条の2の2の施行日は、令和8年4月1日としております。また、そのほか項ずれ等に伴う所有の規定の整備を行います。

続きまして、議案第40号 高浜市都市計画税条例の一部改正について御説明申し上げます。

別添の参考資料19ページの新旧対照表及び20ページの概要資料も併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正内容を申し上げます。

附則第4項から第6項及び附則第19項の改正は、いずれも法律改正に合わせて項ずれを反映するものでございます。なお、施行日は公布の日からとしております。

続きまして、議案第41号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。別添の参考資料21ページ、22ページの新旧対照表及び23ページの概要資料も併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額等を改定するものでございます。

改正内容を申し上げます。

第2条の改正は、中間所得層の保険料負担の上昇緩和の観点から、基礎課税額の課税限度額を65万円から66万円に1万円引き上げるもので、第3項の改正は、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を24万円から26万円に2万円引き上げるものでございます。

第23条の改正は、物価上昇の影響を考慮し、国民健康保険税の軽減判定所得の基準額を引き上げるもので、世帯の被保険者数に乗じる額を、5割軽減については29万5,000円から30万5,000円に1万円引き上げ、2割軽減については54万5,000円から56万円に1万5,000円引き上げるものでございます。なお、附則におきまして、この条例は公布の日から施行することとし、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（神谷直子） 企画部長。

○企画部長（野口恒夫） それでは、議案第42号 高浜市職員の育児休業等に関する条例及び高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書及び参考資料の新旧対照表、概要資料を併せて御覧いただきますようお願いいたします。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、部分休業の取得パターンの多様化及び仕事と育児の両立支援制度に関する職員の意向確認等を行うための改正でございます。

議案参考資料の31ページをお願いいたします。

初めに、第1条の高浜市職員の育児休業等に関する条例の改正内容でございますが、部分休業の承認を定めた第20条において、従来の部分休業である1日につき2時間を超えない範囲内の部分休業を第1号部分休業とし、新たに第20条の2から第20条の5を追加いたしまして、1年につき最大、会計年度任用職員以外の職員は10日分の77時間30分、会計年度任用職員は1日当たりの勤務時間数に10を超えない範囲内の部分休業を第2号部分休業として加え、職員はいずれかの部分休業を選択可能とするものでございます。

第2条の高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正内容でございますが、職員から妊娠または出産等を申し出たとき、または3歳に満たない子を養育する職員それぞれに対して、仕事と育児の両立支援制度に関する情報提供や制度の利用に係る意向確認などの措置を講ずることを規定した第16条の2を追加いたしました。

最後に附則の関係でございますが、第1条において、この一部改正条例は、令和7年10月1日から施行することといたし、第2条では、第2号部分休業の取得時間を令和7年度に限り、半数にするとしております。また、第3条では、施行日前であっても、第16条の2第2項の規定の措置として、制度の周知や意向確認等ができることとし、その講じられた措置は、施行日以降は、同項の規定により講じられたものとみなすとしております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（神谷直子） 教育長。

○教育長（岡本竜生） 議案第43号 事業契約の変更について提案理由を御説明申し上げます。
なお、別添の参考資料32ページも併せて御参照くださいますようお願いいたします。

今回の事業契約の変更は人件費の上昇等による影響もあり、高浜小学校等整備事業において維持管理業務及び維持管理業務を実施する上で必要なその他関連業務に係るサービス価格指数が前回改定時の指数と比較し、改定条件である3.0%以上の上昇となったことから事業契約の変更をお願いするものであります。

サービス価格指数の上昇率に応じてサービスの対価を算出した結果、本年4月から令和16年3月までの事業期間分として2,684万5,677円の増加となり、変更後の契約金額を49億9,198万3,313円とするものであります。

説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（神谷直子） 日程第6 議案第45号及び議案第46号を会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第45号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第3回）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

第3回補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ734万9,000円を追加し、補正後の予算総額を194億5,550万5,000円といたすものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款2項1目総務費国庫補助金のデジタル基盤改革支援補助金は、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に対応するための業務に対する補助金を増額いたすもので、新しい地方経済・生活環境創生交付金デジタル実装型は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた事業の立ち上げに必要な経費に対する交付金を計上いたすものでございます。

2目民生費国庫補助金の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、生活保護システム改修費に対する補助金を計上いたすもので、障害者総合支援事業費補助金は、障害者自立支援給付審査支払等に関するシステム改修費に対する補助金を計上するもので、こどもの居場所づくり支援モデル事業費補助金は、本市とNPO等が連携して実施するこどもの居場所づくり支援体制強化事業に対する補助金を計上いたすものでございます。

5目教育費国庫補助金の小学校費補助金及び中学校費補助金は、学校DXのための基盤構築のために要する経費に対する補助金を計上いたすものでございます。

15款1項1目民生費県負担金の住所不定者措置費負担金は、住所不定者の措置費が交付決定されたことに伴い、計上いたすものでございます。

15款3項1目総務費委託金の参議院議員通常選挙執行委託金は、参議院議員通常選挙執行経費の増額に伴い、増額いたすものでございます。

6目教育費委託金のキャリアスクールプロジェクト事業委託金は、キャリアスクールプロジェクト「つなぐ」のモデル校として吉浜小学校が選定されたことに伴い、増額いたすものでございます。

16款1項1目財産貸付収入の地域交流施設内自動販売機設置貸付収入は、貸付料の入札額が予定額を上回ったことに伴い、増額いたすものでございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として減額いたすものでございます。

24ページ、25ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2款2項1目賦課徴収費は、自治体情報システムの標準化・共通化に対応するため、滞納整理システムの改修費を計上いたすものでございます。

2款4項2目選挙費は、投開票に係る非常勤特別職の報酬額の改定に伴い、増額いたすものでございます。

3款1項2目地域福祉推進費は、障害者総合支援請求サービスコードの修正等に対応するため、福祉総合システムの改修費を計上いたすものでございます。

18目重層的支援体制整備事業費は、まぜこぜの居場所を市全域に展開していくため、地域における居場所の現状や直面する課題等の実態把握のほか、居場所の立ち上げ支援や運営支援などを行う業務委託料を計上いたすものでございます。

26ページ、27ページをお願いいたします。

3款3項2目生活援助費は、被保護者調査の調査項目変更等に対応するため、生活保護システムの改修費を計上いたすものでございます。

8款5項3目下水道費は、下水道管路の緊急調査に要する経費が必要となったことに伴い、繰出金を増額いたすものでございます。

10款1項3目教育指導費は、キャリアスクールプロジェクト「つなぐ」の実施に必要な講師謝礼等を計上いたすものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

2 ページ目を御覧いただきたいと思います。

繰越事業の内容でございますが、3 款民生費のうち、会計年度任用職員管理事業及び価格高騰重点支援給付金（非課税世帯・こども加算）支給事業は、年度内における給付金の支給が困難であるため、繰越しをさせていただくものでございます。

同じく 3 款民生費の全世代楽習館解体工事事業は、近隣住民との調整に時間を要し、年度内の完了が見込めないため繰越しをさせていただいたものでございます。

8 款土木費の道水路維持補修工事事業は、乞殿排水路ポンプ場などの機器調達に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため、繰越しをさせていただいたものでございます。

同じく 8 款土木費の道路橋りょう修繕工事事業は、三河高浜駅連絡橋の修繕工事を行うもので、設計時に不明であった工程が発生したことなどから不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため繰越しをさせていただいたものでございます。

同じく 8 款土木費の道路改良工事事業は、市道東海研屋線及び市道奥荒井線の道路改良工事を行うもので、県との調整や地元調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため繰越しをさせていただいたものでございます。

同じく 8 款土木費の物件移転補償事業は、市道奥荒井線の道路改良工事に伴う電柱移設を行うもので、地元調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため繰越しをさせていただいたものでございます。

同じく 8 款土木費の中根橋架け替え工事負担金事業は、県による地域住民との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため繰越しをさせていただいたものでございます。

10 款教育費の吉浜小学校仮設校舎賃借事業から南中学校外壁等改修工事事業までの 4 事業は、令和 7 年 2 月 17 日付で学校施設環境改善交付金の交付決定があったもので、年度内の完了が見込めないため繰越しをさせていただいたものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしく御願い申し上げます。

○議長（神谷直子） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） 報告第 5 号から報告第 7 号につきまして御報告申し上げます。

初めに、報告第 5 号 令和 6 年度高浜市水道事業会計予算の繰越しについて御報告申し上げます。

本件は、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により、令和 6 年度高浜市水道事業会計予算において建設改良費の繰越しをいたしましたので、同条第 3 項の規定に基づき報告をさせていただくものでございます。

予算繰越計算書をお願いいたします。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、事業名、水道施設近代化事業費のうち、下水道工事区域内における配水管移設工事の年度内完了が見込めなかったことから繰越しをさせていただいたもの

でございます。

続きまして、報告第6号 令和6年度高浜市下水道事業会計予算の繰越しについて御報告申し上げます。

本件は先ほどの水道事業会計と同様に、地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和6年度高浜市下水道事業会計予算において建設改良費の繰越しをさせていただいたもので、同条第3項の規定に基づき報告をさせていただくものでございます。

予算繰越計算書をお願いいたします。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、管路建設改良費のうち、下水道工事区域内における配水管移設補償費の年度内完了が見込めなかったことから繰越しをさせていただいたものでございます。

最後に、報告第7号 令和6年度高浜市土地開発公社の経営状況について御報告申し上げます。

決算書の9ページをお願いいたします。

総括事項でございますが、新たに市道港線歩道設置事業（田戸町交差点南工区）用地として、9.85平方メートルを取得し、用地費786万5,225円、物件補償費950万8,470円を支出するとともに、令和5年度から令和6年度に繰越しをいたしました市道港線歩道設置事業（田戸町交差点工区）用地取得に係る費用として550万3,257万円を支出いたしました。（後述訂正あり）

また、たかはまこども園用地及び市道港線歩道設置事業用地として取得いたしました2事業用地618.35平方メートル、9,849万2,931円の土地を処分いたしました。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。

事業報告でございます。

こちらは事業別の明細書となっております。

一番右側の当期末未処分用地の最下段の合計欄を御覧ください。期末の保有面積は4,109.61平方メートル、金額は2億9,189万7,278円となっております。

次に、14ページ、15ページをお願いいたします。

決算報告でございます。

まず、収益的収入及び支出でございますが、収入の1款事業収益の決算額は9,998万9,565円で、内訳は公有地の処分に伴う売却収益及び保有土地の賃貸賃借などによる収益となっております。

2款事業外収益の決算額1万91円は、受取利息及び雑収益となっております。

次に、支出の1款事業原価の決算額9,929万5,532円は、公有地売却原価及び保有土地賃貸等原価となっております。

2款販売費及び一般管理費の決算額は1,329万8,620円で、内訳は役員報酬、法人市県民税、駐車場の整備費用などとなっております。

次に、16ページ、17ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

初めに、収入の1款資本的収入の決算額は1億1,631万176円で、内訳は、公有地取得に係る借入金及び収益的収入の公有地売却収益を資本的収入に振り替える造成事業費用振替収入となっております。

次に、支出の1款資本的支出の決算額は1億2,218万6,498円で、主な内訳は、用地費、補償費、借入金の支払利息及び償還金となっております。

次に、18ページをお願いいたします。

損益計算書は当該年度の利益を計算したもので、令和6年度は当期純損失が1,259万4,496円となっております。

次に、19ページをお願いいたします。

貸借対照表は令和7年3月31日現在の資産状況と負債資本状況を取りまとめたもので、資産合計は負債資本合計と同額の3億921万2,947円となっております。

次に、20ページをお願いいたします。

事業原価計算書は、公有用地に係る当該年度の原価を計算したもので、令和6年度末の公有用地の原価は8,705万3,987円となっております。

次に、下段の剰余金計算書及び21ページ上段の剰余金処分計算書は、令和5年度から繰り越した利益剰余金と令和6年度の当期純損失の合計額7,012万9,956円を令和7年度に繰越しさせていただいたものです。

次に、財産目録は令和7年3月31日現在の財産状況をまとめたもので、純財産が8,012万9,956円となっております。

次に、22ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書は、保有する現金及び現金同等物の資産、資金が明確となるキャッシュ・フローで、令和6年度は現金及び現金同等物が1,847万617円減少し、期末残高731万5,669円となっております。

次に、23ページをお願いいたします。

資本金明細表は公社設立に伴う出資金を整理したもので、基本財産1,000万円は高浜市が出資をしているものでございます。

次に、借入金明細表は当該年度の借入れに関する利率や借入れ方法、金額を整理したもので、令和6年度末の借入残高は2億2,908万2,991円となっております。

最後に、24ページをお願いいたします。

この表は令和7年3月31日現在における公社所有地の一覧表でございます。御参照いただきたいと思います。

説明は以上となりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（神谷直子） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、報告第8号 令和6年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況につきまして御報告申し上げます。

決算報告書の3ページ、営業の報告をお願いいたします。

初めに、営業の概要につきましては、第31期は高浜市から31業務を受託したほか、高浜市以外では高浜市社会福祉協議会、高浜豊田病院などから14業務を受託いたしました。この結果、第31期の売上高は前年度より約2.6%増の約5億4,993万円となっております。この内訳につきましては、6ページの売上高明細書をお願いいたします。受託収入としまして、1の高浜エコハウス収入から13の清掃サービス事業収入まで合わせて5億2,544万88円で、事業収入は物販事業収入2,449万480円となっております。

3ページにお戻りいただきまして、営業の概要の下から2段落目をお願いいたします。

従業員の体制でございますが、令和7年3月31日現在、正規社員57人、臨時社員216人、合計273人によりそれぞれ各種業務の遂行に当たっております。このうち60歳以上の社員が101人で37.0%、女性社員につきましては231人で84.6%となっております。

4ページをお願いいたします。

貸借対照表につきましては、初めに、左の欄の資産の部であります。資産の合計は3億4,340万6,735円で、前期と比較しますと108万8,639円の増額となっております。うち、流動資産は、現金・預金、商品・製品、未収入金などを合わせまして2億2,250万8,342円。固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産を合わせまして、1億2,089万8,393円となっております。次に、右の欄の負債の部であります。流動負債は未払金から賞与引当金まで合わせまして6,430万3,701円となっております。右の欄下段の純資産の部は、資本金5,000万円と利益剰余金2億2,910万3,034円を合わせまして、純資産合計は2億7,910万3,034円となっております。

5ページをお願いいたします。

損益計算書であります。売上高は5億4,993万568円で、販売費及び一般管理費は5億3,602万1,123円となっております。この内訳につきましては、7ページの販売費及び一般管理費をお願いいたします。主な経費であります人件費は、1給料手当、2退職給与金、3法定福利費を合わせますと4億7,500万9,500円で全体の88.6%となっております。5ページにお戻りいただきまして、表の中ほどをお願いいたします。営業損失は507万1,379円で、営業外収益を加え、営業外費用を引きました経常損失は45万7,156円となっております。表の末尾から4行目の税引前当期純損失は45万7,157円で、法人税住民税等及び法人税等調整額を控除しました当期純損失は、109万1,630円となっております。

8ページをお願いいたします。

株主資本等変動計算書であります。右から2列目の株主資本合計の当期末残高は、当期首残

高2億8,019万4,664円に当期純損失109万1,630円を引きました2億7,910万3,034円となっております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

引き続きまして、報告第9号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

報告第9号の2ページ目をお願いいたします。

報告第9号は、市道洲崎2号線の道路陥没による車両損傷事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により議会で御報告をいたすものでございます。

(3)の事故の概要でございますが、令和7年1月31日に田戸町地内において、相手方が乗用車で走行中、市道洲崎2号線の道路陥没により生じた高低差のある箇所にて前輪右車輪が衝突し、当該車輪が損傷し、損害が生じたものでございます。

この事故における過失割合を、(4)のとおり、市50%、相手方50%とし、市が負担する損害賠償の債務の額は、相手方の損害額3万3,940円の半額である1万6,970円と決定いたしました。

本件に関しましては、その他の債権債務がないことを相互に確認することとして和解したものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（神谷直子） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） 先ほど、報告第7号 令和6年度高浜市土地開発公社の経営状況の報告の中で、決算書の9ページにおいて、市道港線設置事業の用地取得として9.85平方メートルと申し上げましたが、正しくは79.85平方メートルでしたので、訂正させていただきます。どうも申し訳ございませんでした。

○議長（神谷直子） 以上で、報告を終わります。

○議長（神谷直子） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

再開は6月10日午前10時であります。

本日はこれをもって散会といたします。御協力ありがとうございました。

午前11時20分散会
